

和解契約書

甲と乙とは、次の通り、円満に和解締結した。

第1条（事件の特定、以下本件不貞行為という）

（1）事件内容「〇〇花子（以下、乙という）は〇〇良子（以下、甲という）の配偶者である〇〇太郎と複数回に亘りラブホテルや車内にて性的行為を行った。」

（2）交際期間 平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月

第2条（謝罪及び損害賠償の合意、支払方法）

乙は、自らの軽率な行動により、甲を深く傷つけ、多大な精神的損害を生じたことを深く反省し、甲に対して謝罪する。甲は、乙の心情を汲み取り全て許す。

乙は、甲に生じた損害（慰謝料）を、金〇〇〇万円を甲に対して賠償する。

支払方法として、甲の指定する金融機関の預貯金口座に全〇〇回に分割して、平成〇〇年

〇月から平成〇〇年〇月まで毎月末日までに金〇〇万円ずつを振り込んで支払う。

なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条（秘密の保持）

本合意内容及び本件不貞行為は、当事者以外の第三者に一切開示しないものとする。

第4条（期限の利益の喪失）

第二条記載の慰謝料について、次の場合、乙からの通知催告がなくても当然、期限の利益を喪失し、直ちに残額を一括して支払わなければならない。

（イ）甲が、上記慰謝料を滞納し、督促しても支払わないとき。

（ロ）甲が、他債務により強制執行（仮差押を含む）を受けたとき。

（ハ）甲が、他債務により競売・破産・民事再生の申し立てを受け、または自ら破産・民事再生の申し立てをしたとき。

第5条（通知義務）

甲及び乙は、住所、居所、連絡先を変更したときは、遅滞なく書面により相手方にこれを通知するものとする。

第6条（清算条項）

甲乙間には、本合意書に定めるほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認した。

第7条（専属的合意管轄裁判所）

甲乙は、本件不貞行為及び本合意書に関して万一紛争が生じた場合の第一審の管轄裁判所を宮崎地方裁判所都城支部と定めた。

第8条（強制執行認諾約款）

甲は本契約の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨を陳述した

第9条（公正証書）

甲と乙は、本書作成後、本協議書各条項の趣旨による強制執行認諾約款付公正証書を作成することを合意する。本契約の成立を証するため、本書2通を作成し各自印鑑証明書を添付し、各自署名押印のうえ、各その一通を保有する。

以上の通り合意が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を所持することとした。

平成〇〇年〇月〇日

住 所 熊本市中央区〇〇1丁目〇番地

甲

氏 名 〇〇 良子 ㊟

住 所

乙

氏 名 〇〇 花子 ㊟